

平成 29 年度滋賀県社会福祉審議会条例検討専門分科会 ワーキンググループ①、②合同（主な意見）

1 内 容

- (1)日 時 平成 29 年 12 月 12 日（火）16:00～18:00
- (2)出席委員 北野委員（座長）、石野委員、小野委員、垣見委員、北岡委員、崎山委員、佐野委員、重森委員
- (3)検討事項 ①定義について、②分野別の差別禁止規定について、③手話言語のあり方について

2 主な意見

【定義と分野別の差別禁止規定について】

- ・福祉分野の禁止規定については、本人の意思に反した施設入所だけでなく、GHに入居させることや福祉サービスを受けさせることについても規定するべきではないか。
- ・日々の地域で生活をする中で、自治会などの住民参加の場面で、連絡ももらえない、無視されているようなこともあるので、そういった地域での生活の中での差別を分野別に規定できないか。
- ・障害者が地域で生活すると地域のバリアフリーや配慮が進み、高齢者はじめ皆が助かる部分がある。障害者が自治会や地域活動へ参画することが災害分野での配慮にもつながると思う。
- ・教育分野については、3つの禁止規定があるが、個別的な内容であり、もっと大きな視点で本人の可能性の最大限の展開に向けた教育がしっかりと受けられないこと自体が差別だということを規定できないか。自分の能力を高める教育を受けられないことが差別であるという考え方が重要ではないか。
- ・地域の学校が地域の障害者を受け入れ、教育することが必要。
- ・本人の意思に反して医療を受けることの禁止について、命に関わるような場合は、本人の意思に反して医療的な判断で医療を行うこともあり得るので、そのことを可能とするような何らかの規定がいるのでは。
- ・メディアの面で考えると、字幕や手話がないなど差別がまだまだたくさんある。また、文化や観光の面でもまだまだ差別があり、進んでいない。

【盛り込むべきではないかと考えられる理念】

- ・なぜ生きづらさを入れるのかどうかの議論をするのか。共生社会づくりという名称になっていることに違和感がある。
- ・条例は、障害者差別にしほりこんだものがないといけないと思う。障害者だけがよければいいという考えは持っていないが、生きづらさを入れることで条例の全体的な守備範囲が散漫にならないかと危惧している。
- ・障害者が差別の解消を求めて活動してきたことで、結果的にみんなが住みやすい社会になっている部分もある。自分たちのためだけエレベーターを作ってなどと言ってきたことはない。そこを分かってもらって条例をつくっていかないといけない。
- ・理念は、ひきこもり、LGBT、生活困窮などを含む、より包摂的なところで定義できないか。社会モデルという考えに立つのであれば、その時々、社会的環境に置かれたところで生きづらさを感じてい

る人たちも含めた条例とすべきではないか。

- ・性別に違和感のある人も相当な差別を受けている。そういった人のことも社会に発信すべきでは。
- ・日弁連ではLGBTも差別解消法に含まれるのではないかという見解を示しており、また、ひきこもりの中の多くの方は発達障害や精神障害を抱えていると言われており、障害者とリンクするのは。事物慣行の中での社会モデルであるが、ただそれをもって広げてしまうと、障害者差別解消法の枠組を越えてしまう。まず法の解釈の中で範囲を広げ、そこから突破していくということではないか。
- ・女性の複合的差別について、権利条約6条や23条にしっかり書いてあるのでそこをどこまで条例で書いていくのか検討をしてもらいたい。
- ・障害のあるひとたちが産み育てることができるよう支えるということをテーマに、規定を考えてほしい。

【手話言語のあり方について】

- ・明石市のような手話と情報コミュニケーションとのセット条例を作ることは、対象が全く異なるので反対である。
- ・手話言語条例を制定することで、手話が日本語と同等の言語であるとの認識のもと、手話が日本語と同様に手話ができる条件整備、社会環境整備に向けた総合的な社会すべての施策が期待される。
 - ・手話は、差別ではなくコミュニケーションの手段でもなく、体系としての言葉であるので、公が法や条例というかたちで認めないといけないということではないのか。
- ・手話には使用を禁止されたという歴史がある。言語の中で、手話以外に迫害を受けたものはないのではないか。
- ・手話が広がればよいと思っているが、指字など多様な意思疎通がある。手話だけ言語で、他の手段を言語と呼ばなくていいのかということは結構ナーバスな問題。
- ・聴覚障害者制度改革推進中央本部にろうあ連盟が入っているが、他の当事者団体等と一緒に情報・コミュニケーション法の制定を推進をしている。
- ・障害者基本計画でも情報コミュニケーションを大きく進めていこうという流れなので、「情報・コミュニケーション条例」であればみなさん参加しやすいのではないかと思う。
- ・手話も日本語もともにその言語性が認められているが、手話も日本語も同じ文化の中で、生活を共有するものであり、もっとお互い知り合うべき。